

浦安市規則第42号

浦安市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

浦安市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（平成6年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第5条第1項ただし書中「申請の日の属する年度の翌年度に小学校就学の始期に達する者及び」を削り、同条第2項ただし書中「翌年度に小学校就学の始期に達する者及び」を削り、同条第3項を削る。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。